

# ISMS 認証組織情報の自主公表内容

1. 企業方針	1
2. 目標	2
3. 認証の対象となっている製品・サービス、活動	2
4. 製品・サービスに係る法規制順守状況	3
5. ステークホルダーとのコミュニケーション状況	4
6. 内部監査の状況	5
7. マネジメントレビューの状況	6

## 1. 企業方針

当社は、金属加工処理業ならびに産業廃棄物の収集運搬及び中間処理業等の事業を進めていく上で、PDCA プロセスを通して環境保全対策の実施及び保有する情報資産のリスク対応を行い、ステークホルダーと当社の継続的な発展向上に貢献できるように努めてまいります。

### 【情報セキュリティ基本方針】

#### (1) 目的と活動の原則

当社は、金属加工処理業ならびに産業廃棄物の収集運搬及び中間処理業等の事業を進めていく上で、顧客情報や処理を受託した機器の記録部の中に含まれている情報等の重要情報を保有している。

一方、事業の拡大に伴う本社事務所とヤード、他事業所、事務所等との情報伝達経路の多様化により、情報の漏洩、改ざん、センター機器や情報伝達経路の不具合による事業活動の遅滞や停止等の潜在的なリスクを有している。

情報セキュリティマネジメントシステム（以下 ISMS）規格に準拠する ISMS の構築、維持の PDCA プロセスを通じて、これらのリスクに対応する仕組みを確立することが当社の重要な顧客サービスとなることを認識し、従業員が一丸となり ISMS を実施し、顧客及び当社の継続的な事業発展のために、ここに情報セキュリティ基本方針を制定する。

#### (2) 法令・規程・規則

顧客情報・顧客資産・従業員個人情報の保護の責務を果たすため法的要求事項、及び自主的に受入を決めたその他の要求事項を順守、管理する。

#### (3) ISMS 組織体制の確立

事業の変化とそれに伴うリスクの変化に対して適切に対処するために、情報セキュリティ管理責任者を任命し、その下にセキュリティ委員会と ISMS 事務局を設ける。

また、ISMS の PDCA プロセスが適切に機能していることを評価する内部監査組織を設置する。

情報セキュリティ管理責任者と ISMS 事務局は、当社の ISMS 全般に亘る管理、運営を行う。

#### (4) リスクへの対応

顧客情報と会計販売情報の機密性を最重要視する。これら情報の漏洩は当社の信頼性を著しく損ない、悪用されれば当社の事業継続に重大な影響を及ぼすと考えられる。

また、これら情報が集積しているサーバとその伝達経路の不具合は、業務遂行上の重大なリスクであり、完全性と可用性を考慮する。

なお、リスクマネジメントは、客観的に体系化され、重要なリスクを有効に見出す仕組みとして、継続的に見直しを行なえるものとする。

## 2. 目標

当社のリスク対応としては顧客情報と会計販売情報の機密性を最重要視しております。これら情報の漏洩は当社の信頼性を著しく損ない、悪用されれば当社の事業継続に重大な影響を及ぼすと考えられるからです。また、これら情報が集積しているサーバとその伝達経路の不具合は、業務遂行上の重大なリスクであり、完全性と可用性を考慮すべきと考えております。

以上を考慮して、当社の情報セキュリティ目標としては、情報の機密レベルに従った取扱いが出来ていること、適切なウイルス対策によりウイルス感染を防御していること、ソフトウェア製品の使用にあたって使用許諾権が遵守されていること等をあげました。

管理項目及び管理策は JISQ27001：2006 付属書 A に基づいておりますが、当社の業務に該当しない項目は管理対象から外しております。

## 3. 認証の対象となっている製品・サービス・活動

### (1) 登録範囲

産業廃棄物の収集運搬・中間処理および金属スクラップ加工に関連する業務。

### (2) 適用範囲

- ・天童支店を除く東港金属株式会社全サイトを適用範囲としております。
- ・本社・本社工場、千葉工場、東京事務所で扱う、顧客情報、販売情報、会計情報、営業情報および社内業務情報等を情報資産としております。
- ・金属材料販売のみを行なう天童支店は、登録範囲の定義外であること等から適用範囲外としました。

表 3-2 情報セキュリティマネジメントシステム適用対象サイト

サイト名		適用	住 所	活動・製品及びサービス内容
本 社	工場 第1 ヤード	○	東京都大田区京浜島 2-20-4	産業廃棄物収集運搬業、 中間処理業（破碎・圧縮・切断・選別） 金属スクラップ、プラスチックスクラップ販売
	第2 ヤード	○	東京都大田区京浜島 2-20-9	家電リサイクル集積、電子機器の手解体、 非鉄金属業
	第3 ヤード	○	東京都大田区京浜島 2-20-2	金属スクラップ品集積
	事務所	○	東京都大田区京浜島 2-19-13	産業廃棄物の収集・運搬、及び中間処理 業の事務及び営業活動
千葉工場		○	千葉県富津市新富 52-1	産業廃棄物 中間処理業（破碎・選別）
東京事務所		○	東京都港区芝 2-7-2	営業事務、経営企画及び広報関連業務
天童支店		×	山形県天童市東久野本 3-2-32	金属材料販売業務

### (3) 活動状況

情報セキュリティルールブックに則り日常業務を遂行しております。

ルールブックには身近なルール等として以下の項目が規定されております。

- ①連絡網（緊急時含む）、②法令一覧、③サイト・エリア利用ルール、④サーバ運用ルール、
- ⑤社内ネットワーク接続ルール、⑥PC 運用ルール、⑦電子メールルール、⑧Web 利用ルール、
- ⑨ソフトウェア運用ルール、⑩情報取扱ルール、⑪雇用の開始ルール、⑫雇用の終了ルール、
- ⑬事件・事故ルール、⑭個人情報ルール、⑮情報資産運用ルール、
- ⑯情報処理設備の導入・変更・廃棄 他

#### 4. 製品サービスに係わる法規制順守状況

当社に係る環境及び情報セキュリティの主な法規制は以下の通りです。

第66期（平成22年7月～平成23年6月）で、行政よりの指導・勧告はありませんでしたが、お客様から窓口業務に関して改善が必要であるとのこと指摘をいただきました。このご指摘に対しては速やかに対応させていただきました。

今後もサービスの向上とマネジメントシステム規格に基づくPDCAプロセスを、粛々と実行してまいります。

関連分野	法令の名称	主な参考条項
情報保護に関する法令	日本国憲法	第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。
	個人情報の保護に関する法律	全般
コンピュータ犯罪に関する法令	刑法	第7条の2 電磁的記録の定義
		第157条第1項 電磁的公正証書原本不実記録罪
		第158条第1項 不実記録電磁的公正証書原本共用罪
		第161条の2 電磁的記録不正作出・不正作出電磁的記録共用罪
	第234条の2 電子計算機損壊等業務妨害罪	
第246条の2 電子計算機使用詐欺罪		
第258条 公用電磁記録毀棄罪		
第259条 私用電磁記録毀棄罪		
不正アクセス行為の禁止に関する法律	全般	
労働基準法	第91条 制裁規定の制限	
労働者派遣法	第24条の4 秘密を守る義務	
知的財産権に関する法令	著作権法	第2条 定義
		第10条 著作物の例示
		第12条の2 データベースの著作物
		第20条 同一性保持権
		第47条の2 プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等
		第76条の2 創作年月日の登録
	第113条 侵害とみなす行為	
	特許法	全般
意匠法	全般	
不正競争防止法	全般	
知的財産基本法	第6条 地方公共団体の責務	
	第7条 大学等の責務	
	第8条 事業者の責務	
その他	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律	全般
	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	全般
	外国為替及び外国貿易法	全般

## 5. ステークホルダーとのコミュニケーション

当社のMS対象範囲である本社及び本社工場の在る京浜島は工業専用地域であり、千葉工場は工業地域内に在ります。また東京事務所もテナントビルに在るため、近隣住民の方との接点は少ないのですが、社内でのMS活動内容を多くのステークホルダーに知っていただくために環境報告書を毎年発行しております。

ステークホルダーへ当社の事業活動をお知らせする手段として、環境報告書の他にホームページを活用しております。例えば、当社の主な事業活動の一つである産業廃棄物処理事業に関しては、処理実績や財務情報を始めとする多くの情報をホームページに掲載しております。

ステークホルダーからの問い合わせや苦情等につきましては、電話等で直接お聞きする他にホームページの「お問い合わせフォーム」でも伺っております。「お問い合わせフォーム」は下記の様に見積依頼等のリサイクルサービス関連と施設の見学の申し込みや情報セキュリティの問い合わせ等のその他に別れており、リサイクルサービス関連の窓口は営業部が、その他は総務部が窓口となって対応しております。前述いたしました窓口業務への改善が必要であるとのこと指摘も、この「お問い合わせフォーム」からいただきました。

当社のEMSの重点テーマの一つである「取扱商品の入荷量拡大」に向けて、取引先との良好なコミュニケーションを保つように社員全員で努めております。また取引先からはI SMS体制に関するお訊ねもあり担当部門で対応させていただいております。

総合原料リサイクラー  
**東港金属株式会社**



**お問い合わせ**  
Contact Us

---

**リサイクルサービス関連  
お問い合わせ**

以下のリサイクルサービスに関するお問い合わせはこちらの窓口をご利用ください

- ・ 産業廃棄物の中間処理、リサイクルフローについて
- ・ 金属などスクラップの買取サービス
- ・ 産業廃棄物や金属などスクラップの収集運搬
- ・ パソコン・OA機器のリサイクル
- ・ 収集運搬、産業廃棄物処理の許可について

窓口： 東港金属株式会社  
〒145-0044 東京都港区芝2丁目7番2号 芝園ビル4F  
電話： **03-5730-0880**  
(平日8:00～17:00)

[▶ お問い合わせフォームへ](#)

---

**その他の  
お問い合わせ**

以下の当社サービス以外に関するお問い合わせはこちらの窓口をご利用ください

- ・ 情報セキュリティについて
- ・ 採用情報について
- ・ プライバシーポリシーについて
- ・ 本ウェブサイトのご利用条件について
- ・ その他のお問い合わせ(施設見学等)

窓口： 本社  
住所： 〒143-0003  
東京都大田区京浜島2丁目20番4号  
電話： **03-3790-1751**  
(平日8:00～17:00)

[▶ お問い合わせフォームへ](#)

## 6. 内部監査の状況

当社はMSの管理目的、管理策、プロセス及び手順について、有効に機能していることを検証・確認することを目的として内部監査を実施します。

### (1) 内部監査員の認定

内部監査員は、規程により社長が認定します。

### (2) 監査の実施

#### 1) 監査の頻度

内部監査は、年1回2月に実施します。

#### 2) 監査の実施責任

内部監査は、社長の承認により内部監査員が行います。

#### 3) 監査の方法

監査の方法は、内部監査チェック項目票に基づいた監査を実施します。

#### 4) 監査結果の報告

監査員は、監査結果は被監査部署、I SMS事務局を経て社長の承認を貰います。

#### 5) 不適合事項の是正処置

内部監査の結果、不適合事項が発見された場合、I SMS事務局は当該被監査部署に対し是正処置の指示をします。

#### 6) フォローアップ監査

内部監査員は、不適合事項に対して、フォローアップ監査が必要であると判断した場合、「内部監査計画・報告」にその旨を記載し、是正処置後にこれを実施します。

### (3) 2011年2月の内部監査結果

軽微な不適合が2件と観察が1件ありましたが、是正処置をとったことを確認しました。

## 7. マネジメントレビューの状況

MSが引き続き適切であり、妥当であり、かつ、有効であることを確実にするために、あらかじめ定めた間隔でMSをレビューします。このレビューでは基本方針及び目的を含めMSに対する改善の機会及び変更の必要性のアセスメントも行ないます。

### (1) マネジメントレビューの実施

- 1) 定期マネジメントレビューは、毎年2月に行ないます。
- 2) 次の情報を、マネジメントレビューに対して提供します。
  - ①内部監査もしくは外部監査及びレビューの結果。
  - ②顧客等利害関係者からのフィードバック。
  - ③I SMSの実施状況及び有効性を改善するために利用可能な技術、製品、手順。
  - ④予防処置及び是正処置の状況。
  - ⑤過去のリスクアセスメントで適切に取り扱われなかった脆弱性もしくは脅威。
  - ⑥管理策の見直し及び有効性における測定結果の評価。
  - ⑦過去のマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ。
  - ⑧I SMSに影響を及ぼす可能性のある、あらゆる変化。
  - ⑨改善のための提案。
  - ⑩その他
- 3) マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に係る決定及び処置が含まれております。
  - ①I SMSの有効性の改善
  - ②リスクアセスメント及びリスク対応計画の変更
  - ③I SMSに影響を与える可能性がある内外の事象に対応するため、必要に応じた情報セキュリティを実現する手段及び管理策の修正で、次の項目についておきた変化。
    - ③-1) 事業上の要求項目
    - ③-2) セキュリティ要求事項
    - ③-3) 現在の事業上の要求事項を実現する業務プロセス
    - ③-4) 法令又は規制の要求事項
    - ③-5) 契約上の義務
    - ③-6) リスクのレベル及び（又は）リスクの受容基準
  - ④必要となる経営資源
  - ⑤管理策の有効性測定方法の改善
  - ⑥その他

### (2) 見直しの実施

I S管理責任者は、レビューでの指摘があった場合、I SMS事務局に対応処置を発動します。I SMS事務局は、処置内容について検討・立案・実施し、I S管理責任者に報告します。I S管理責任者は結果を確認し文書の改定を含めて社長の承認を得ます。

### (3) 2011年2月のマネジメントレビュー結果

事業継続の観点から自然災害に対する訓練計画（安否確認システム）として警備会社のシステム利用を検討することとした。（後日、3月11日の東日本大震災時には当該システムが使用できず、他のネットワークを利用したシステムに切り替えております）